

## 利子補給の決定等の基準

### 第1 留意事項

利子補給の承認にあたっては、次の事項に留意する。

- 1 この資金は、農業経営の近代化に資するものでなければならないこと
- 2 改良、造成、復旧又は取得する施設、機械等の種類、機種、型式及び供給業者の選定については、事業を実施するものの自由意思によるものであること
- 3 事業費は、値引き価格、下取り価格を明らかにしたうえで適切に見積もられたものであること
- 4 資金の受払いが資金使途に沿って確実に行われるものであること
- 5 利子補給の承認を受ける事業は、県及び市町村の農業振興に関する諸計画に適合するものであること
- 6 利子補給の承認を受ける事業が農地法に基づく農地転用許可その他行政庁の許認可を要するときは、当該事業が確実に実施されることが見込まれるものであること
- 7 国又は地方公共団体等の補助金の交付決定を受ける事業の補助残融資事業費部分に融資するものについては、円滑な事業が実施されるよう関係機関と十分に調整されたものであること

### 第2 不適格事項

借入申込みが、次に掲げるいずれかに該当する場合は、利子補給を承認することはできない。

#### 1 共通事項

- (1) 資金使途が明らかにされていないとき
- (2) 借入申込対象事業が利子補給の承認前に着手するものであるとき。ただし、当該利子補給の承認前に着手することが、やむを得ない事情によるものであると認められるときは、この限りでない。
- (3) 借入申込対象事業費に租税公課（消費税を除く）諸負担を含んでいるとき
- (4) 借入申込金額が、借入申込対象事業費に融資率を乗じた金額を超えるとき
- (5) 借入申込金額が原則として20万円未満のとき
- (6) 借入申込みが本要綱第2の4の貸付限度額の承認を受けなければならない場合は、この承認を受けていないとき
- (7) 見積書等において借入申込対象事業費が明らかにされていないとき
- (8) 本要綱第2の1の(1)に掲げる者が借り入れる場合にあっては、経営改善資金計画書と借入申込書の内容が違うとき

#### 2 建築物・構築物

- (1) 農産物処理加工施設及び農産物処理加工用機具の改良、造成、復旧又は取得しようとする場合は、当該施設等で処理加工する主たる農産物の原料の過半以上を借入申込者以外の者が生産するものであるとき
- (2) 農舎等の対象施設と住居等の対象外施設を併設するとき。ただし、借入申込者の実状から対象施設と対象外施設を併設することが合理的かつ有効的であると認められるときはこの限りでない。
- (3) 対象とする建築物又は構築物の単価が、農畜産業用固定資産評価基準（毎年農林水産省

作成)等を参考に比較したうえで、過大なものと認められるとき

- (4) 対象施設に必要な敷地の取得費が、当該対象施設に必要な最小限の範囲を超えるものであると認められるとき。なお、当該取得費は、当該取得費を含む対象施設の事業費の30%以内を限度とする。

### 3 農業機械・器具

- (1) 対象とする農業機械等が、型式検査又は安全鑑定の対象機種の場合は、型式検査に合格していないもの又は安全鑑定が行われていないものであるとき
- (2) 対象とする特定高性能農業機械の能力が、地域における共同利用の状況、農作業の受委託の状況等を勘案したうえで、過大なものであると認められるとき
- (3) 対象とする乗用貨物車が、次のいずれかに該当するとき
  - ア 当該乗用貨物車が農業経営に必要なものではないことが認められるとき
  - イ 当該乗用貨物車が専ら農業経営の用に供されるものでないことが認められるとき
- (4) 所有している農機具等を下取りさせ、この価額を自己資金とみなしている場合は、見積書等において適切な値引き価額及び下取り価額が算定されていないとき